

さくらマイボトル岩倉五条川販売等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市が製造するさくらマイボトル岩倉五条川（以下「さくらマイボトル」という。）の販売等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(製造の目的)

第2条 さくらマイボトルは、次の目的のために製造するものとする。

- (1) ゼロカーボンシティの実現及び循環型社会の構築を意識してもらうこと。
- (2) マイボトルの利用を促進すること。
- (3) 岩倉市の桜に対する愛着醸成並びに桜の保全及び再生に資すること。

(仕様)

第3条 さくらマイボトルの仕様は、次のとおりとする。

- (1) 品名 さくらマイボトル岩倉五条川
- (2) 材質 バイオマスプラスチック（岩倉五条川の桜を剪定した枝及び伐採した幹から作成した木のチップを含む。）
- (3) 容量 420ミリリットル
- (4) 寸法 胴径64ミリメートル×全高198ミリメートル
- (5) 包装形態 紙箱別

(販売方法)

第4条 さくらマイボトルの販売は、窓口での販売又は配送での販売とする。

- 2 さくらマイボトルの窓口での販売については、1本単位からの販売とし、購入者による代金の納入と引換えに商品を引き渡すものとする。
- 3 さくらマイボトルの配送での販売については、1本単位からの販売とし、購入者が代金及び配送料を窓口等で納入した後、購入者が指定する受取場所に商品を配送する方法により引き渡すものとする。

(販売契約)

第5条 市長は、第2条の目的達成のため必要があるときは、さくらマイボトルを販売させることが適当であると認める者と販売契約を締結することにより、当該者にさくらマイボトルを販売させることができる。

- 2 前項の販売契約に係る事項については、市長が別に定める。

(販売価格)

第6条 さくらマイボトルの販売価格は、1本当たり1,500円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(金銭管理)

第7条 さくらマイボトルの販売に係る販売代金等の金銭管理については、岩倉市予算決算会計規則(昭和62年岩倉市規則第1号)によるものとする。

(販売管理)

第8条 市長及び販売業者(第5条第1項の規定により販売契約を締結した者をいう。以下同じ。)は、さくらマイボトルの販売に当たっては、販売受払簿を備えて受払いを整理するとともに、販売の支障とならないよう在庫管理を行わなければならない。

(無償配布等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、さくらマイボトルを無償で配布し、又は提供することができる。

(1) 市主催のイベント等で第2条の目的を達成するために効果的であると認める場合

(2) その他市長が無償で配布し、又は提供することが適当であると認める場合

(検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、販売業者に対しさくらマイボトルの販売又は管理の状況に関して検査を行うことができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。